

## 固定資産税課税地目変更申請書

奈義町長 殿

地目 物件所在  
現在、\_\_\_\_\_として、課税されている奈義町\_\_\_\_\_の  
地目の変更を申請します。

現在状況

現在の状況となった時期（概ね） \_\_\_\_\_年・ヶ月 前

平成 \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日

申請者 住所  
氏名

Ⓔ

---

上記の固定資産税課税地目変更申請に基づき課税地目の見直した結果を下記のとおり通知  
します。

なお、変更のあった地目として課税されるのは、翌年度となりますのでご注意ください。

- 地 目
- 理 由

平成 \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日

岡山県勝田郡奈義町長

※ 農地に関しては、その利用の制限等、農地法で規定されています。

詳しくは、奈義町農業委員会にご相談やお問い合わせください。

注：本件の異動は、あくまでも課税地目の変更です。